

寒教生 第214号
平成24年2月7日

寒川町文化財保護委員会
会長 木村 勇 様

寒川町教育委員会教育長 三澤 芳彦



岡田遺跡出土の釣手土器の指定について（諮問）

このことにつきまして、別紙申請のありました標記物件を寒川町指定重要文化財に指定するにあたりまして、寒川町文化財保護条例第3条第3項に基づき、寒川町文化財保護委員会にご意見をいただきたく諮問いたします。

平成24年2月6日

(あて先)寒川町教育委員会教育長

申請者 寒川町宮山165

氏名 寒川町長 木村俊雄



寒川町指定重要文化財指定申請書

- 1 種類
埋蔵文化財(縄文土器)
- 2 名称(俗称あるものはその俗称)及び数量
岡田遺跡出土の釣手土器
- 3 所在地
寒川町一之宮7-3-1(一之宮小学校内) 寒川町文化財学習センター
- 4 所有者の住所及び氏名(法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者の住所及び氏名)
寒川町宮山165 寒川町長 木村俊雄
- 5 所有者以外に管理者があるときは、その住所及び氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者の住所及び氏名)
寒川町宮山165 寒川町教育委員会 教育長 三澤芳彦
- 6 埋蔵文化財のときは、その発見者と発掘者の住所及び氏名又は名称
横浜市神奈川区西神奈川1-7-8 県営岡田団地内遺跡発掘調査団 団長戸田哲也
- 7 当該有形文化財の構造品質及び形状
別添のとおり
- 8 創造又は由緒及び沿革
別添のとおり
- 9 申請の理由
岡田遺跡出土の釣手土器は、縄文土器の中でも稀少な器種であるとともに、保存状態も良く、岡田遺跡さらには寒川町を代表する考古遺物であるため。
- 10 その他参考となる事項

上記のとおり申請いたします。

- 1 名称 岡田遺跡出土の釣手土器 (116号住居出土)
- 2 時期 縄文時代中期 (加曾利 E 1期)
- 3 器種 釣手土器
- 4 法量 器高 21.7cm 最大径 22.0cm
- 5 出土位置 第116号住居上層
- 6 残存 ほぼ完形 (底部及び前面粘土板による隆起部分の一部欠損)
- 7 形状及び特徴

浅鉢部と、その上に円形の窓状の穴を有した、三角形の粘土板で形成された前面と、両側面に円形の窓状の穴を有した粘土板を貼り合わせた背面から成る釣手部とからで形成されてる。

前面、頭頂部は円文の上に沈線による三叉文が施され、側面には両側に対する円文の釣手部が2箇所施され、中央の円形の窓状の穴の周りをめぐるように施されている沈線と、円文の釣手部の周囲をめぐると連続三叉文が施されている。前面釣手部と鉢部間の隆起部分の両端には沈線による刻みが施されている。

背面は、前面同様両側面に対する円文の釣手部が2箇所施され、前面のものと同貫通し一つの眼鏡状突起の釣手部となっている。中央部は隆起し、前面の頭頂部の円文、側面の円文の釣手部2箇所に相当する位置に、眼鏡状突起の釣手部が施されている。それらの間に沈線がめぐらされ、前面同様に三叉文が施されている。また前面同様釣手部と鉢部間の隆起部分には中央を除き、沈線による刻みが施されている。

焼成は良好である。